

周南市鹿野総合体育館、周南市新南陽体育センター及び周南市熊毛体育センター

(1) 専用使用料

使用時間	施設名	使用区分				固定照明設備使用料(1時間につき)
		入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		入場料その他これに類する料金を徴収する場合		
		アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	その他	アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	その他	
1時間	周南市鹿野総合体育館	880円	4,400円	1,320円	13,200円	使用区分1(1)の場合は691円 使用区分1(2)の場合は2,073円 使用区分2(1)の場合は1,382円 使用区分2(2)の場合は2,073円
	周南市新南陽体育センター 周南市熊毛体育センター	440円	2,200円	660円	6,600円	293円

備考

- 専用使用とは、使用者が体育館の全部(器具庫を除く。)を貸切り使用することをいい、その他の使用を個人使用という。
- 専用使用する場合において、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を使用するときの使用料は、この表に定める使用料に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、固定照明設備使用料は、この表に定める使用料の額とする。
- 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。
- 使用料は、許可を受けた使用日時前に終了する場合においても還付しない。ただし、使用時間を超過して使用する場合の使用料は、この表に定める使用料に超過する時間に乗じて得た額を加算した額とする。
- 使用区分の2の(2)により使用する場合の使用料は、入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)の最高額に100を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、入場料等を徴収する場合に類似するもの(例えば、直接招待券を発行する場合は、1,000円の入場料等を徴収するものとみなす。
- 既設の設備以外の設備又は器具を設けて電力を使用する場合の使用料は、電力使用料実費を加算した額とする。
- 上記使用区分の2により使用する場合で、会場の準備などのため当日以外の日に使用する場合は、上記使用区分1の使用料を徴収する。

(2) 個人使用料

使用区分	使用料	固定照明設備使用料(1時間につき)
高校生以下	1人3時間以内 60円(回数券12枚綴り600円)	104円

その他の者	1人3時間以内 120円(回数券12枚綴1,200円)	
-------	-----------------------------	--

(3) 附属器具使用料(専用使用の場合に徴収する。)

使用区分		単位	使用料
スポーツ 器具	バスケットボール	1面	440円
	テニス	//	440円
	バレーボール	//	440円
	ハンドボール	//	440円
	バドミントン	//	220円
	インディアカ	//	220円
	ソフトバレーボール	//	220円
	卓球	1台	100円
その他 器具	折畳椅子	1脚	30円
	長机	//	100円
	フロアシート	1式	13,200円
	放送設備	//	2,200円
附属施設使用料			固定照明設備使用料(1時間につき)
周南市鹿野総合体育館2階柔剣道練習場	1時間	104円	188円
周南市鹿野総合体育館1階会議室	1時間	209円	—
	冷暖房使用の場合は、1時間につき261円を加算する。		
周南市鹿野総合体育館2階会議室	1時間	209円	—
	冷暖房使用の場合は、1時間につき261円を加算する。		
ステージ	1時間	314円	1,141円
トレーニング室	1人1回	100円	—
シャワー	1人1回	100円	—

備考 周南市鹿野総合体育館トレーニング室の利用は、原則として開館日の9時から 22時までとし、指導者を伴わない中学生以下の使用は認めないものとする。

4 周南市福川武道館及び周南市熊毛武道館使用料

使用区分		使用料	固定照明設備使用料
専用使用		1時間 440 円	1時間 220 円
個人使用	高校生以下	1人3時間以内 60 円 (回数券 12 枚綴り 600 円)	1時間 104 円
	その他の者	1人3時間以内 120 円 (回数券 12 枚綴り 1,200 円)	
周南市熊毛武道館附属施設使用料			
トレーニング室		1人1回 100 円	
シャワー		1人1回 100 円	

備考

- 専用使用とは、使用者が武道館の全部を貸切り使用することをいい、その他の使用を個人使用という。
- 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。
- 使用料は、許可を受けた使用日時前に終了する場合においても還付しない。ただし、使用時間を超過して使用する場合の使用料は、この表に定める使用料に超過する時間に乗じて得た額を加算した額とする。
- 専用使用する場合において、スポーツ以外で営利又は宣伝以外の目的で使用するときの使用料はこの表に定める使用料に2を乗じて得た額とし、営利又は宣伝を目的として使用するときの使用料はこの表に定める使用料に10を乗じて得た額とする。
- 周南市福川武道館使用料については、[周南市新南陽ふれあいセンター条例\(平成15年周南市条例第104号\)](#)で定める。
- 周南市高瀬サン・スポーツランド施設及び固定照明設備使用料

施設名	単位	使用料(1時間につき)	固定照明設備使用料(1時間につき)
ゲートボール場	1面	104 円	—
多目的グラウンド	全面	157 円	1,760 円
キャンプ場	設備・備品	単位	使用料
	テントサイト	1区画	1泊(宿泊) 540 円 1回(日帰り) 270 円
	テント(5人用)	1張	1,100 円
	キャンピングセット	1組	540 円
	飯盒	1個	100 円
	毛布	1枚	440 円

備考

(ゲートボール場・多目的グラウンド)

- 固定照明設備を使用する場合は、使用料に固定照明設備使用料を加算する。

2 中学生以下の者が使用するときの使用料は、この表に定める使用料の半額とし、10円未満の端数は切り捨てる。ただし、固定照明設備使用料は対象としない。

3 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。

(キャンプ場)

1 宿泊を伴うキャンプでの使用時間は、使用開始日の15時から翌日の14時までとする。

2 日帰りでのキャンプの使用時間は、宿泊を伴うキャンプがない場合に限り9時から17時までを基準とする。

3 中学生以下の者が使用するときの使用料は、この表に定める使用料の半額とし、10円未満の端数は切り捨てる。

6 周南市大道理地区体育館及び周南市長穂地区体育館

(1) 使用料

使用時間	使用区分				固定照明設備使用料(1時間につき)
	入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		入場料その他これに類する料金を徴収する場合		
) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合) その他) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合) その他	
1時間	122円	610円	183円	1,830円	209円

備考

1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用するときの使用料は、この表に定める使用料に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、固定照明設備使用料は、この表に定める使用料の額とする。

2 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。

3 使用料は、許可を受けた使用日時前に終了する場合においても還付しない。ただし、使用時間を超過して使用する場合の使用料は、この表に定める使用料に超過する時間に乗じて得た額を加算した額とする。

4 使用区分の2の(2)により使用する場合の使用料は、入場料等の最高額に100を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、入場料等を徴収する場合に類似するもの(例えば、直接招待券を発行する場合は、1,000円の入場料等を徴収するものとみなす。

5 既設の設備以外の設備又は器具を設けて電力を使用する場合の使用料は、電力使用料実費を加算した額とする。

6 使用区分の2により使用する場合で、会場の準備などのため当日以外の日に使用する場合は、使用区分1の使用料を徴収する。

(2) 附属器具使用料

	使用区分	単位	使用料
スポーツ 器具	バスケットボール	1面	440 円
	バレーボール	〃	440 円
	バドミントン	〃	220 円
	インディアカ	〃	220 円
	ソフトバレーボール	〃	220 円
	卓球	1台	100 円
その他器 具	折畳椅子	1脚	30 円
	長机	〃	100 円
	フロアシート	1本	100 円

一部改正〔平成 26 年条例 16 号・27 年 30 号・29 年 45 号・令和元年3号・5年5号〕